

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（7月9日午前9時現在）

◆新着情報は、文頭に\*NEW\* と表示し、黄色マーカーでハイライトしています。

●\*NEW\*カナダ政府は、疫学モデルのアップデートを発表しました。

●\*NEW\*いくつかのサービスカナダ施設での対面のサービスが再開されます。

●\*NEW\*サスカチュワン州にて、カジノとビンゴホールの再開が許可されます。

●\*NEW\*北西準州政府は、緊急事態宣言を解除しましたが、公衆衛生上の緊急事態宣言は継続されます。

●\*NEW\*北西準州にて、医療機関訪問のガイドラインがアップデートされました。

●現在、外国からカナダに帰国した者はすべて14日間の自己隔離が義務となっています。違反者には罰則が適応されます。すべての入国者に対し、入国時に隔離計画の聴取が行われています。

●アルバータ大学の高円宮日本教育研究センター主催（協賛：在カルガリー日本総領事館）による新型コロナウイルスに関する webinar が7月13日（月）に開催されます。日本とカナダの新型コロナ対策の第一線でご活躍されている専門家による講演が行われます。事前登録方法などの詳細は「7.その他」の項目を参照。

カナダ政府、各州政府が感染予防のための指針を公表していますので、関連ウェブサイトから最新情報を収集し、感染予防や渡航情報の確認に努めてください。

## 1. カナダ政府

\*NEW\*7月8日、疫学モデルのアップデートが発表されました。

○新規発生患者数、死者数や入院者数は着実に減少を続けている。

○最近、いくつかの地域や施設での限定的なアウトブレイクにより、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団における、公衆衛生上の規制が行われている状態において、一人の感染者が他人にうつす人数）が1を超えた。

○高齢者施設等、密閉及び密集状況の施設では依然感染拡大のリスクが高い。

○高齢者層の感染数は急激に減少している一方、若年層での感染数の減少は5月下旬以降緩やかである。

○迅速で徹底的な感染者の検出と接触者追跡が感染制御の鍵

○感染者数を制御し続けるためには、以下のことが必要：

地域の COVID-19 の感染状況に留意する、衛生習慣を維持、他者から 2 メートルの物理的距離を確保、密閉、密集、密着を避ける、症状があれば、たとえ軽度であっても、家に留まる

[https://www.canada.ca/content/dam/phac-aspc/documents/services/diseases-maladies/coronavirus-disease-covid-19/epidemiological-economic-research-data/update\\_covid\\_19\\_Canada\\_epidemiology\\_modelling\\_20200708.pdf](https://www.canada.ca/content/dam/phac-aspc/documents/services/diseases-maladies/coronavirus-disease-covid-19/epidemiological-economic-research-data/update_covid_19_Canada_epidemiology_modelling_20200708.pdf)

**\*NEW\***いくつかのサービスカナダ施設での対面でのサービスが再開されました。

依然、可能な限りオンラインで手続きをすることが勧められています。もし対面でのサービスが必要な場合は、オンライン上で開いている施設を探し、事前に eServiceCanada を通じて予約を申し込むよう勧められています。

なお、Social Insurance Number の申し込みも、SIN online portal を通じてオンラインで行えることが紹介されています。

<https://www.canada.ca/en/employment-social-development/news/2020/07/service-canada-begins-the-gradual-and-safe-reopening-of-in-person-locations-across-the-country.html>

#### A. カナダ入国について

●カナダへの入国者は、症状の有無にかかわらず 14 日間の自己隔離が義務（例外職種あり）。違反者には罰則適用。

●入国時に隔離計画の聴取が行われる。隔離場所は、65 歳以上の高齢者や、基礎疾患のある人とは接触しないこと、かつ食料や必要な医薬品など、基本的な生活必需品が入手できる環境である必要がある。

●隔離計画が不適切と判断された場合は、ホテル等、首席公衆衛生官の指定する施設で隔離することが求められる。

●症状がある場合、公共交通機関の使用は禁止。

●隔離場所までの移動の際は、非医療用マスクもしくは face covering を着用しなくてはならない。

●カナダ到着時に与えられた指示に従わないものは、最大 6 か月の懲役及び、もしくは \$ 750,000 の罰金が課されることがある。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice.html?topic=tilelink#f>

この措置は現在 8 月 31 日まで延長されています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/06/canada-extends-mandatory-requirements-under-the-quarantine-act-for-anyone-entering-canada.html>

●カナダ国籍者、カナダ永住権保持者以外のものには、入国制限が課されています。この措置は、現在アメリカ合衆国以外からの入国については 7 月 31 日まで、アメリカ合衆国からの入国については 7 月 21 日まで延長されています。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/travel-restrictions-exemptions.html>

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2020/06/canada-extends-mandatory-requirements-under-the-quarantine-act-for-anyone-entering-canada.html>

○カナダ国民と永住権保持者の近親者のカナダへの入国は許可されている。近親者の定義は下リンクを参照。新型コロナウイルスに感染している外国人や症状を呈している外国人については、引き続き入国禁止。なお、入国後は14日間の自己隔離が義務。

<https://www.canada.ca/en/border-services-agency/news/2020/06/changes-to-travel-restrictions-for-immediate-family-members-of-canadian-citizens-and-permanent-residents.html>

○ワーキングホリデーについては、Port of Entry Letter of Introduction 取得済み、かつ、有効な雇用のオファーを持っている場合のみ、カナダ入国が認められる。

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/coronavirus-covid19/iec.html>

#### B. 感染拡大予防のための規制

●以下の場合、各州の公衆衛生機関の指示に従い、隔離(isolate)もしくは自己隔離(self-isolate)が必要：

海外から帰国した場合、新型コロナウイルス感染と診断された場合、検査結果を待っている場合、新型コロナウイルスの症状がある場合、新型コロナウイルス確定もしくは疑い患者と接触があった場合、その他公衆衛生機関から勧告された場合。

●航空機利用の際の非医療用マスクもしくは face covering の必要に応じた着用が義務付けられています。適切な非医療用マスクもしくは face covering を所持していない場合は、搭乗を拒否される可能性があります。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice.html#a4>

●航空機利用の際に体温検査が必須になります。

発熱している乗客（発熱の理由を証明する医療証明書を持つものを除く）は搭乗を拒否され、14日後以降に再予約するよう指示される。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2020/06/temperature-screening-to-be-required-for-travellers-at-canadian-airports.html>

#### C. その他の感染拡大予防措置

●可能な限り家にとどまり、また他人との距離を保つ。

具体的には：

- 仕事で出かけなければいけない以外は自宅にいる。可能ならば、自宅から仕事ができるように雇用者と相談する。
- 不要不急の外出を控える。
- 集団で集まらない。
- 高齢者やリスクの高い人との接触を制限する。
- 運動をするときは自宅の近くで。
- 外出する際は、他人と2メートル以上の距離を保つ。同居している人とは、症状があったり14日以内に旅行した場合でなければ離れて過ごす必要はない。
- 他人との距離をとることが難しい状況では、非医療用マスクの着用を推奨。

カナダ政府によるコロナウイルス情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19.html>

- 接触者追跡のための携帯電話アプリについて発表されています。
- 最初にオンタリオ州にて使用が開始され、その後カナダ全域で使用可能となります。
- このアプリの使用は自主的なものであり、強制ではありません。
- 個人情報や位置情報は使用されず、プライバシーは保障されます。
- アプリ利用者が新型コロナウイルス陽性と診断された場合、医療従事者の補助のもと、情報が匿名で全国データベースへアップロードされ、陽性者と接触のあったアプリ利用者にはアラートが送られます。

<https://pm.gc.ca/en/news/news-releases/2020/06/18/prime-minister-announces-new-mobile-app-help-notify-canadians-covid>

- 経済的な苦境に陥っているスモールビジネスに対する経済的なアドバイスを行うホットラインが設置されています。

Business Resilience Service (1-866-989-1080)

<https://www.canada.ca/en/innovation-science-economic-development/news/2020/05/minister-ng-announces-hotline-to-provide-small-businesses-in-need-with-financial-planning-advice-amid-covid-19.html>

- 自分の状況に適した経済的な補助を探すためのオンラインのツール Find financial help during COVID-19 が設置されています。

<https://covid-benefits.alpha.canada.ca/en/start>

- カナダ政府全ての渡航者向け注意喚起：

<https://travel.gc.ca/travelling/health-safety/travel-health-notice/221>

- 新型コロナウイルスに関する情報を入手するためのアプリ

<https://ca.thrive.health/>

●新型コロナウイルス感染の危険のあるフライト座席情報

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/latest-travel-health-advice/exposure-flights-cruise-ships-mass-gatherings.html>

## 2. アルバータ州政府

●経済活動再開はステージ2まで実施されています。

再開可能なビジネス及び制限されているビジネスについては以下リンク参照

<https://www.alberta.ca/restricted-and-non-restricted-services.aspx>

ビジネス再開のためのガイドライン

<https://www.alberta.ca/biz-connect.aspx>

<https://www.alberta.ca/guidance-for-workplaces.aspx>

<https://www.alberta.ca/alberta-relaunch-strategy.aspx#guidance>

●アルバータ州政府は、6月15日に公衆衛生上の緊急事態の解除を公表しました。一方、公衆衛生上の様々な措置は継続実施されます。

<https://globalnews.ca/news/7067163/alberta-health-covid-19-june-15-coronavirus/>

●現在の規制は以下の通りです：

○人と人との間隔は2メートル以上

○屋外で開催されるフェスティバル、花火、ロデオ、スポーツイベント、屋外パフォーマンスなどの聴衆型イベントの最大参加人数は200人まで。それ以外の屋外イベント、屋内の着席型イベントは100人まで。屋内の集会は50人まで。

<https://www.alberta.ca/restrictions-on-gatherings.aspx>

○幼稚園からGrade 12までの登校での授業は9月まで禁止

○不要不急の州外への旅行は推奨しない。

○咳、熱、息切れ、鼻水、喉の痛みのある人は、最低10日間の自己隔離。10日間で症状がおさまらない場合は治るまで自己隔離を継続

○新型コロナウイルス陽性と判定されたものは、症状発生時から最低10日間の自己隔離。10日間で症状が治らない場合は治るまで自己隔離を継続

○海外から帰国した旅行者、新型コロナウイルス患者と濃厚接触した可能性のあるものは最低14日間の自己隔離

●医療機関訪問のガイドライン

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17001.aspx>

●9月からの学校再開の3種のシナリオが公表されています。8月1日までに、どのシナリオを適用するかが決定される。

<https://www.alberta.ca/k-to-12-school-re-entry-2020-21-school-year.aspx>

●症状の有無に関わらず、希望者は誰でも新型コロナウイルス検査を受けることができます。検査の申し込み方法には以下のものがあります。

○オンラインの **self-assessment tool** から

○電話 8 1 1

○カルガリーとエドモントンの複数の薬局（無症状かつ感染者との接触がなかった人のみ可能。事前に電話で予約）

<https://www.alberta.ca/covid-19-testing-in-alberta.aspx>

症状が重篤な場合や、緊急の診療が必要な場合は 9 1 1 に連絡。その際には新型コロナウイルス感染の可能性があると伝える。

●接触者追跡のための携帯電話アプリ **ABTraceTogether** が使用可能です。

○同じアプリをインストールした電話が 1 5 分以上、2 メートル以内の距離に存在した場合に、情報が電話に記録される。

○アプリを所持している人が新型コロナウイルス検査陽性となった場合、所有者の許可を得て、アプリに記録されている過去の接触者に対し、アルバータヘルスサービスから連絡を行う。

○情報は、所有者の許可がない限りアルバータヘルスサービスとはシェアされない。位置情報は保存されない。

○このアプリの使用は自主的なものであり、強制ではない。

<https://www.alberta.ca/ab-trace-together.aspx>

●海外からの到着者に対してのスクリーニングが強化されています。

○カルガリー空港、エドモントン空港に州のチェックポイントを設置。海外からの到着者は、自己隔離計画（具体的な滞在場所、滞在場所への移動方法、食料や医薬品を入手する方法、リスクの高い人と接触する可能性がないか等）を提出。適切な移動方法がすぐに用意できない到着者に対しては、一時的な滞在場所が用意される。発熱の有無についてのチェックも行われる。

○到着 3 日以内に州職員が連絡を行い、自己隔離が正しくなされているか確認。

○アメリカとの間の陸路の主な通行箇所である **Coutts** でも同様の措置。なお、物資の輸送など必須の通行に関して影響はない。

○到着者には、接触者追跡のためのスマートフォンアプリ **ABTraceTogether** のダウンロードを推奨。

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=71397FFF740D6-0176-5B5F-9E0149A38F3E4D52>

●自己隔離の具体的な生活上の指針については以下のとおりです。

○高齢者や基礎疾患のある人、免疫力の低下している人と接してはいけない。

○同居家族との接触をできるだけ避ける。

○家から外出不可。散歩も不可

○アパートに住んでいる場合、部屋の中にとどまる。ビルのエレベーターや階段の使用不可

- 食料等必要品は、家族や友人に届けてもらうか、デリバリーサービスを利用。
- 食器やタオル等を家族で共用しない。食器やタオル使用後は、水と石鹸で完全に洗い、食器洗い機や洗濯機に入れる。
- ドアノブやカウンターなどの頻繁に触れる場所は定期的に清掃、消毒

●ガイドラインに従わない者に対して、警察や Peace Officer は最高 \$ 1、000 までの違反チケットを交付

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=69918C41565BC-002C-269C-638E958E5912C37B>

●新型コロナウイルスに関するアルバータ州での相談先は、ヘルスリンク（811 ※日本語対応あり）

●コミュニティにおける情報サービス（211）、Mental Health Helpline（1-877-303-2642）や Addiction Helpline（1-866-332-2322）等様々な電話によるサポートがあります。下記リンクやアルバータ州政府サイト”Get help”セクション参照。

<https://www.albertahealthservices.ca/amh/Page16759.aspx>

アルバータ州政府

<https://www.alberta.ca/coronavirus-info-for-albertans.aspx#p22780s6>

### 3. マニトバ州政府

●経済活動再開はフェーズ3まで開始されています。  
再開可能なビジネスと規制については以下リンクに詳細  
フェーズ1

<https://www.gov.mb.ca/covid19/restoring/phase-one.html>

フェーズ2

<https://www.gov.mb.ca/covid19/restoring/phase-two.html>

フェーズ3

<https://www.gov.mb.ca/covid19/restoring/phase-three.html>

営業再開にあたってのルール詳細。

<https://www.gov.mb.ca/covid19/restoring/index.html>

ビジネス再開のための詳細情報と Q&A

<https://engagemb.ca/covid19-csp>

●医療施設での面会の制限が緩和されています。患者は一人のサポートパーソンを指定し、指定された人とは毎日面会することが可能

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=48384&posted=2020-06-03>

●現在の規制

○集会の規模は、屋内では50人以下、屋外では100人以下。

○ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州、サスカチュワン州、ユーコン準州、北西準州、ヌナブト準州、北西オンタリオ州（Terrace Bay の西側）からマニトバ州に入るものは、症状がなく、感染者との接触がなかった場合には自己隔離は不要。それ以外の場所から来たものは引き続き14日間の自己隔離が義務。

<https://www.gov.mb.ca/covid19/soe.html#current>

●高齢者施設の入居者が訪問者と面会するためのシェルターを設置するという構想が発表されています。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=48497&posted=2020-06-22>

●学校再開は9月からの予定と発表されています。

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=48514&posted=2020-06-25>

●公衆衛生上の規制に違反した場合、個人に対しては\$486、ビジネスに対しては\$2,542の罰金が課される。

●新型コロナウイルス検査についての情報は以下リンク参照

<https://www.gov.mb.ca/covid19/locations.html>

○咳、鼻水、喉の痛み、発熱の症状のあるものは全て、軽度でも検査対象

○検査を受ける際に、Health Links-Info Sante や family doctor の紹介は不要

○検査センターに行く前に、self assessment test を使用することを推奨

○検査結果は、オンラインもしくは電話 1-844-960-1984 でアクセス可能

検査結果が陽性だった場合は、これまで同様、公衆衛生官から直接連絡

○咳、鼻水、喉の痛み、発熱の症状のあるものは、症状が発生してから最低14日間の自己隔離が義務。14日間で症状が治らない場合は治るまで自己隔離

○症状が悪化したり、疑問点がある場合は Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) へ連絡

●新型コロナウイルスに関するマニトバ州での相談先は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) です。

マニトバ州政府

<https://www.gov.mb.ca/covid19/index.html>

**7月8日付けアップデート**

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=48560&posted=2020-07-08>

#### 4. サスカチュワン州政府

**\*NEW\*** 7月9日より、カジノとビンゴホールの再開が許可されます。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/june/30/reopen-saskatchewan-phase-4>

●これまでに許可されたビジネスと規制については下記リンク参照

フェーズ1

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/re-open-saskatchewan-plan/phases-of-re-open-saskatchewan/phase-one>

フェーズ2

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/re-open-saskatchewan-plan/phases-of-re-open-saskatchewan/phase-two>

フェーズ3

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/re-open-saskatchewan-plan/phases-of-re-open-saskatchewan/phase-three>

フェーズ4

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/re-open-saskatchewan-plan/phases-of-re-open-saskatchewan/phase-four>

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/june/23/reopen-saskatchewan-phase-4-point-2>

ガイドライン詳細

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/re-open-saskatchewan-plan/whats-new>

Re-Open Saskatchewan Plan

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/re-open-saskatchewan-plan>

●Prekindergarten から grade 1 2 までの学校の9月からの再開のためのガイドラインが発表されています。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/june/18/educational-institution-guidelines>

●現在の規制は以下の通りです。

○集会は屋内外とも30人まで

○海外旅行をしたものは、14日間の自己隔離が必須

○Medical Health Officer から、新型コロナウイルス患者の密接接触者であると指摘されたものは、患者と最後に接触した時から14日間自己隔離

○自己隔離中に症状が出たものは、ヘルスライン（811）に連絡

○レストラン、ジム、個人サービス業等のスタッフは、他人と2メートルの距離を保つことのできない状況ではマスク着用が義務です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/re-open-saskatchewan-plan/restrictions>

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/june/23/reopen-saskatchewan-phase-4-point-2>

●医療機関訪問のガイドライン

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/public-health-measures/guidance-for-health-care-facilities>

●公衆衛生上の規則に違反した場合、個人に対しては最大\$75,000、企業に対しては\$100,000の罰金刑を課される。

<https://pubsaskdev.blob.core.windows.net/pubsask-prod/1210/P37-1.pdf>

●新型コロナウイルス検査対象者は以下リンクを参照

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information>

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/june/01/covid-19-update-june-1>

●新型コロナウイルスに関して、医療に関する相談はヘルスライン（811）、医療に関係しない一般的な質問はツール・フリー・ライン（1-855-559-5502）、COVID-19 public inquiry email は [COVID19@health.gov.sk.ca](mailto:COVID19@health.gov.sk.ca) です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/april/02/covid-19-information-tools>

サスカチュワン州

[https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm\\_campaign=q2\\_2015&utm\\_medium=s hort&utm\\_source=%2FCOVID19](https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=s hort&utm_source=%2FCOVID19)

SaskAlert アプリケーション

<http://emergencyalert.saskatchewan.ca/>

7月8日付けアップデート

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/july/08/covid-19-update-july-8>

## 5. 北西準州政府

**\*NEW\*** 緊急事態宣言は終了されました。公衆衛生上の緊急事態宣言は7月21日まで延長されています。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-extends-territorial-public-health-emergency>

<https://www.cbc.ca/news/canada/north/nwt-state-of-emergency-ends-1.5640480>

**\*NEW\*** 医療機関訪問のガイドラインがアップデートされています。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/gnwt-services/visitation>

● 経済活動再開はフェーズ2まで開始されています。

再開可能なビジネスと規制については以下リンク参照。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/relaxing-phase-2-next-steps-current-phase>

● 現在の規制は以下の通りです。

○ 自宅に最大5人までの客を招待可能（家の中にいられるのは住人を含め最大10人まで）

○ 集会は、屋外では50人まで、屋内では25人まで

○ 北西準州外から入るものは自己隔離計画書の事前提出と、到着後の14日間の自己隔離が必要（ヌナブト準州から入るものを除く）。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/phase-two-emerging-wisely-launches-travel-restrictions-amended>

[https://www.gov.nt.ca/sites/flagship/files/documents/pho\\_covid-19\\_amended\\_travel\\_restrictions\\_and\\_self-isolation\\_protocol\\_jun.pdf](https://www.gov.nt.ca/sites/flagship/files/documents/pho_covid-19_amended_travel_restrictions_and_self-isolation_protocol_jun.pdf)

● 違反者は、最高10,000ドルの罰金及び6カ月の収監。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/news-release-chief-public-health-officer-prepares-order-prohibition-travel-nwt-limited>

● Fort Smith にてアルバータ州との間にチェックポイントが設置されています。

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/checkpoint-re-established-fort-smith>

- 公共の場所での非医療者による非医療用マスクの使用が推奨されています。
- 航空機を利用する際にマスクを自分で持参することが必須となっています。
- 以下の症状がある人は新型コロナウイルス検査の対象となります：
  - 発熱、咳、息切れ、なんとなく具合が悪い、筋肉痛、倦怠感、喉の痛み、鼻水、頭痛、下痢、嘔吐、嗅覚障害
  - 体調の悪い人は 8 1 1 に電話するか、セルフアセスメントツールを使用して指示に従うことが推奨されている。また、呼吸困難など症状がひどい場合は 9 1 1 へ電話

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-expands-covid-19-testing>

#### ● 秋からの学校再開のための計画

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/gnwt-releases-reopening-schools-safely-plan-2020-2021-school-year>

COVID サポートライン（8 1 1）では、検査、自己隔離、旅行の規制、罰則や医療施設に関する情報等が得られます (8AM-8PM、7 days a week)

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/service-nwt-covid-support-line-launches>

その他の新型コロナウイルス関連の地域別連絡先

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/hospitals-and-health-centres>

北西準州政府ウェブサイト

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19>

#### 7月8日付けアップデート

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/nwt-covid-19-update>

## 6. ヌナブト準州政府

● 7月2日、ヌナブト準州内の一例目の感染疑い患者の発生が発表されました。この患者は準州外から仕事のために入ってきたもので、現在隔離されています。現在の公衆衛生上の規制には影響ありません。自分が新型コロナウイルスに接触した可能性があると考える住民は、速やかに自己隔離し、COVID-hotline (1-888-975-8601) もしくは地域のヘルスセンターに連絡するよう呼びかけています。

<https://www.gov.nu.ca/health/news/presumptive-case-covid-19-nunavut>

● 6月29日より、以下のことが可能になりました。

○ 屋外の集会は50人まで

○ 屋内の集会は10人まで。個人の住宅では、その家の住人に加えて10人まで可能。

○ 礼拝、会議場、コミュニティーホール等での集会の最大人数は、50人もしくは許容人数の50%のどちらか少ない方まで

○ユースセンターやデイキャンプの再開許可

○高齢者施設への訪問が制限付きで許可

<https://www.gov.nu.ca/health/news/covid-19-department-health-services-update>

<https://www.gov.nu.ca/health/information/nunavuts-path>

●その他現在までに、美容院やネイルサロン等の個人サービス業、バー、レストラン、劇場、教会等の再開が許可されています。

[https://gov.nu.ca/sites/default/files/nunavuts\\_path\\_final\\_framework\\_-\\_eng\\_sm.pdf](https://gov.nu.ca/sites/default/files/nunavuts_path_final_framework_-_eng_sm.pdf)

●住民等一部の例外を除いて、同準州へ入る事が禁止。ヌナブト準州へ入るものは、まずオタワ、ウィニペグ、エドモントン、イエローナイフのいずれかで14日間の隔離を行うことが必要。ただし、北西準州から入るものは自己隔離不要（以下リンク6月15日の項目）。マニトバ州チャーチルへの医療のための訪問についても、準州外での自己隔離は不要（6月22日の項目）。

<https://www.gov.nu.ca/health/news/covid-19-department-health-services-update>

●ヌナブト準州外へ出かける住民は、email（宛先は下記）にて Isolation Reservation Request Form を提出する必要があります。

[NUisolationreservations@nunavutcare.ca](mailto:NUisolationreservations@nunavutcare.ca)

●自己隔離センターについての疑問や意見の送付先

[isolationrelations@gov.nu.ca](mailto:isolationrelations@gov.nu.ca)

●必須の事業に従事しているものは、首席公衆衛生官に許可された場合のみ、準州外から帰ってきた際の自己隔離の対象にならないことが公表されています。（下記リンク6月4日の項目）

<https://www.gov.nu.ca/health/news/covid-19-department-health-services-update>

●違反者は、最高\$50,000の罰金もしくは6か月の収監。

●ヘルスケアセンターを受診する際は、緊急でない場合はまず事前に電話で症状を伝え予約をすること、また咳、くしゃみ、鼻水等の症状がある場合は受診の際にマスクを着用することが呼びかけられています（以下リンク6月15日の項目）。

<https://www.gov.nu.ca/health/news/covid-19-department-health-services-update>

●乗客全員の同意が得られた場合に、タクシーに複数名が同乗することを許可。全員マスクをすることが必須。

●COVID ホットライン（975-8601 or 1-888-975-8601 from 10 a.m. to 6 p.m.）。

●ヌナブト準州の規制等については下記ウェブサイトを参照ください。  
ヌナブト準州政府ウェブサイト

<https://www.gov.nu.ca/health>

スナプト準州新型コロナウイルス情報

<https://www.gov.nu.ca/health/information/covid-19-novel-coronavirus>

セルフアセスメントツール

<https://nu.thrive.health/covid19/en>

7月6日付けアップデート

<https://gov.nu.ca/health/news/covid-19-department-health-services-update>

## 7. その他

●アルバータ大学の高円宮日本教育研究センター主催（協賛：在カルガリー日本総領事館）による新型コロナウイルスに関する **webinar** が7月13日（月）に開催されます。日本とカナダの新型コロナ対策の第一線でご活躍されている専門家による講演が行われます。視聴には事前登録が必要です。（7月10日締め切り）。

<https://www.ualberta.ca/prince-takamado-japan-centre/news/2020/july/13-july.html>

登録サイト：

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpOLSeEW-aWwiUSRfOWWdY7aqky8NkuJsrAzYKkqP44fp0OuGecAw/viewform>

●Uber 利用の際、運転手と乗客はマスクの着用が必要です。

<https://www.youtube.com/watch?v=kWrcdQ7uvlQ>

## 8. 日本へ入国される方へ

カナダは、日本政府により感染危険情報レベル3に指定されています。カナダから日本に入国する全ての方について、健康状態に異状のない方も含め、以下の措置がなされます。

○すべての帰国者は、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシー、国内線航空便等の公共交通機関を使用しないことが要請されています。

○空港にて PCR 検査が行われますが、検査結果が陰性であっても、入国から14日間は、自宅もしくは宿泊施設等で不要不急の外出を避け待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象

○PCR 検査の結果がでるまでの間は、症状がなく、公共交通機関を利用せずに自宅に移動できる場合のみ帰宅可能。ホテル等の宿泊場所への移動は不可であり、空港内または検疫所が指定した施設で待機

○検査結果判明後、陰性の場合、宿泊場所へ移動可能。その際は公共交通機関の利用は不可。入国の翌日から数えて14日間、不要不急の外出を避ける。

○上記の検査等は検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示にしたがわない場合には罰則の対象となる場合があります。

上記を踏まえ、帰国便の搭乗前に、以下について確認をお願いします。

- 上記要請がなされることを前提として、入国後の旅程に支障がないこと。
- ご自身で入国後14日間の滞在先（自宅やホテル等）を確保していること。
- 空港から滞在先までの公共交通機関以外の移動手段（自家用車、レンタカーなど）を事前に確保していること。

詳細は以下のサイト等で最新の状況を確認ください。

- 海外から帰国される方等への情報（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html)

- 空港到着時における検疫措置の大まかな流れ（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618379.pdf>

- 水際対策の抜本的強化に関するQ&A（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/covid19\\_qa\\_kanrenkigyoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html)

- 新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター（厚生労働省）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

- 厚生労働省 電話相談窓口 日本国内からの通話：0120-565653（フリーダイヤル）

日本国外からの通話：+81-3-3595-2176（日本語・英語・中国語・韓国語）

## 9. 日本の参考ウェブサイト

外務省海外安全 HP：

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/kenkou/kekkaaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/kekkaaku-kansenshou/index.html)

在カルガリー日本国総領事館

電話（403）294-0782

メールアドレス：[consular@cl.mofa.go.jp](mailto:consular@cl.mofa.go.jp)

HP：[https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)